

葉山町自主防災組織支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の自主的な防災意識の高揚と普及を図るため、防災資機材等を購入し、又は防災施設を視察する自主防災組織に対し、予算の範囲内において支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日制定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、町内会又は自治会その他これに準ずる団体がその地域の防災対策確立のために、自主的に設けた組織で町長が認めたものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、自主防災組織が実施する次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費とする。

- (1) 別表第1に掲げる防災資機材等の購入（以下「購入事業」という。）
- (2) 別表第2に掲げる防災施設の視察（以下「視察事業」という。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる区分ごとの算定額とする。ただし、それぞれの算定額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 購入事業 1組織あたり50,000円に、補助金交付要望時における構成世帯数に200円を乗じて得られる額を加えた額を上限とした額
- (2) 視察事業 視察に係る費用の2分の1（上限60,000円）

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織支援（購入事業）補助金交付申請書（第1-1号様式）、自主防災組織支援（視察事業）補助金交付申請書（第1-2号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 購入事業を行う場合
 - ア 購入事業に係る見積書（税込）
 - イ その他町長が必要と認める書類
- (2) 視察事業を行う場合
 - ア 視察事業に係る見積書（税込）
 - イ 防災施設視察計画書
 - ウ その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請の提出があったときは、その内容

を審査し、交付する補助金の額を決定する。

- 2 交付する補助金の額は、自主防災組織支援（購入事業）補助金交付確定通知書（第2-1号様式）、自主防災組織支援（視察事業）補助金交付確定通知書（第2-2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 補助金は、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。
（実績報告）

第7条 申請者は、補助事業の完了後、自主防災組織支援（購入事業）補助金実績報告書（第3-1号様式）、自主防災組織支援（視察事業）補助金実績報告書（第3-2号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）購入事業を行った場合

- ア 購入事業に係る領収書等の写し
- イ その他町長が必要と認める書類

（2）視察事業を行った場合

- ア 視察事業に係る領収書等の写し
- イ 防災施設視察報告書
- ウ その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 補助金の交付を受けた者が、次に各号の一に該当するときは、町長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1）事業等の施行後、交付した補助金に余りが出たとき。
- （2）事業等の全部又は一部を行なわないこととなったとき。
- （3）事業の施行方法又は補助金等の使途が不相当であると認められるとき。
- （4）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に終了する事業年度における実績報告書の提出に関しては、なお

従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

○防災資機材等一覧表

区分	種別	内容
1	防災資機材倉庫	老朽化等により建て替える必要がある場合に限る
2	救出、救護、避難支援用具	拡声器、担架、車いす、バール、ジャッキ、救出工 具セット、リヤカー、ブルーシート、土のう、バケ ツ、トランシーバー、安否確認用品
3	照明用具 ※個人装備品を除く。	投光器・LEDライト・ランタン
4	活動服	ウインドブレーカー、ビブス、ヘルメット、ヘッド ライト
5	漏電火災防止器具	簡易型感震ブレーカー
6	自主避難所用具 ※自主避難所、防災倉庫 に備蓄するものに限る。	食料（保存期限5年以上で調理が不要又は簡易な ものに限る。）、飲料水（保存期限10年以上のもの に限る。）、毛布、簡易便袋（既存の便器に袋等を被 せて使用するものに限る。）、カセットコンロ、非 接触式体温計、ラジオ、モバイルバッテリー、手指 消毒用アルコールスプレー、のぼり旗
7	その他	その他町長が必要と認めるもの

別表第2（第3条関係）

○視察事業の対象

区分	対象
視察先防災施設	神奈川県総合防災センター、東京臨海広域防災公園、立川 防災館、その他町長が認めるもの
視察先への移動手段	貸切バス、その他町長が認めるもの
視察に係る費用	車両賃借料、燃料費その他防災施設の視察に係る費用で町 長が必要と認めるもの

第1-1号様式（第5条関係）

自主防災組織支援（購入事業）補助金交付申請書

年 月 日

葉山町長 殿

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

年度において、次のとおり自主防災組織支援（購入事業）補助金を交付されたく、交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金申請額 ※上限は要望額	円
添付書類	1 購入事業に係る見積書（税込） 2 その他町長が必要と認める書類

第1-2号様式（第5条関係）

自主防災組織支援（視察事業）補助金交付申請書

年 月 日

葉山町長 殿

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

年度において、次のとおり自主防災組織支援（視察事業）補助金を交付されたく、交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金申請額 ※上限は要望額	円
添付書類	1 視察事業に係る見積書（税込） 2 防災施設視察計画書 3 その他町長が必要と認める書類

第3-1号様式（第7条関係）

自主防災組織支援（購入事業）補助金実績報告書

年 月 日

葉山町長 殿

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

年度自主防災組織支援（購入事業）補助金に係る実績を次のとおり報告します。

補助金額	円
添付書類	1 購入事業に係る領収書等の写し 2 その他町長が必要と認める書類

第3-2号様式（第7条関係）

自主防災組織支援（視察事業）補助金実績報告書

年 月 日

葉山町長 殿

自主防災組織名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

年度自主防災組織支援（視察事業）補助金に係る実績を次のとおり報告します。

補助金額	円
添付書類	1 視察事業に係る領収書等の写し 2 防災視察報告書 3 その他町長が必要と認める書類